

スタンプラリーあまなつ2026

今年のあまなつは、“あまい”だけじゃもう物足りない。

あま市の夏の風物詩「スタンプラリーあまなつ」は、今年で5周年。

これまでのカフェやスイーツ巡りに加え、今年は飲食店やマルシェ、観光スポットも新たに参加します。美味しいものを楽しみながら、街を巡り、あま市をまるごと味わえるスタンプラリーへと進化しました。そして今年は、あま市観光協会公式キャラクター「あまくま」と、新たに登場した「あまくろ」がスタンプラリーをナビゲート。

冊子デザインは日本デザイナー芸術学院との産学連携によって制作され、若い感性と地域の魅力が融合した一冊に仕上がりました。家族や友人と一緒に過ごす時間にも、自分へのちょっとしたご褒美時間にもぴったり。食べて、巡って、思わず写真に残したくなる夏。この夏は、あま市で“ちょっと特別な体験”をしてみませんか？

掲載誌はあま市観光協会(七宝焼アートヴィレッジ内)、市役所及び参加店舗等で配布します。キャンペーンについて詳しくはあま市観光協会ウェブサイト及びインスタグラム(@city.amakankou)をご確認ください。



問 あま市観光協会
AMA CITY TOURIST ASSOCIATION

☎485・8671



ウェブサイト



Instagram

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料

納付書払い
口座振替
の方が対象!

令和8年度から普通徴収の方の納期が変わります

令和8年度からは、普通徴収の方の保険税[料]の計算方法をわかりやすくし、納期によって金額に大幅な増減が発生することを防ぐため、仮算定を廃止して、本算定のみの方に変更します。それに伴い、下記のとおり納期を7月から翌年2月までの8期に変更し、年1回7月に納付についての通知書を送付いたします。

なお、特別徴収(年金からの天引き)の方は、納期の変更はありません。

※年金から年6回(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の天引きとなります。

○令和7年度まで(納期:6回・納付開始月:4月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
仮算定期間				本算定期間							

○令和8年度から(納期:8回・納付開始月:7月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
仮算定を廃止(納付はありません)			本算定期間								

問 国民健康保険税 : 保険医療課 ☎444・3168(直通)
後期高齢者医療保険料: 保険医療課 ☎444・3168(直通)
介護保険料 : 高齢福祉課 ☎444・3141(直通)